第 3 回

## 熊本県議会

有明海·八代海再生特別委員会会議記録

令和元年9月19日

開会中

場所 第2委員会室

## 能本県議会 有明海·八代海再生特別委員会会議記録 第3回

令和元年9月19日(木曜日)

午前9時59分開議 午前11時34分閉会

本日の会議に付した事件

(1) 有明海・八代海の環境の保全、改善及 び水産資源の回復等による漁業の振興 に関する件について

(2)付託調査事件の閉会中の継続審査につ いて

出席委員(16人)

委員長 渕 上 陽 副委員長 橋 海 平 委 吉 永 和 世 員 委 員 山 裕 野 委 員 内 喜 幸 委 磯 員 田 毅 委 員 楠 本 千 秋 委 員 西 宗 孝 Щ 委 末 松 直 洋 昌 員 伸 委 Ш 本 裕 委 員 竹 崹 和 虎 委 員西 村 尚 武 三 委 員本 田 雄 委 員 荒 Ш 知 章 委 坂 梨 員 剛 昭 委 員前 田 敬 介

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田 中 義 人 環境局長 西 尾 浩 明 環境政策課長 横 尾 徹 也 環境立県推進課長 財 津 和 宏

環境保全課長 葉 山 清 春 自然保護課長 山 史 下 裕 循環社会推進課長 城 内 智 昭

商工観光労働部

三 之 新産業振興局長 輪 孝 エネルギー政策課長 坂 本 公

農林水産部

部 長 福 島 誠 治 水産局長 雅 斊 Ш 田

農業技術課長 酒瀬川 鈴 美

畜産課長 上村 朗

佳

農地整備課長 渡 辺 昌 明

森林整備課長 松 木 聡

水産振興課長 中 原康 智

漁港漁場整備課長 菰 志 田 武

水産研究センター所長 吉 田 雄

十木部

総括審議員兼

河川港湾局長 永 松 義 敬

土木技術管理課課長補佐 伊 藤 彰

> 下水環境課長 渡 讱 哲 也

> > 河川課長 竹 史 田 尚

> > 港湾課長 松 永 清 文

企業局

総務経営課長 永 松 浩 史

> 工務課長 伊 藤 健

事務局職員出席者

政務調査課主幹 吉 晋 田 政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分開議

○渕上陽一委員長 おはようございます。

ただいまから第3回有明海・八代海再生特 別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みが あっておりますので、これを認めることとい たします。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従 い、付託調査事件を審議いたします。

(1)議題、有明海・八代海の環境の保全、 改善及び水産資源の回復等による漁業の振興 に関する件について、執行部から説明を受け たその後、質疑を受けたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行うため、 説明は簡潔にお願いいたします。

また、説明者は、着座にて説明をお願いいたします。

なお、今年度は、平成16年2月の有明海・ 八代海再生に係る提言に対する取り組みの検 証を主な議題といたします。

それでは、執行部から説明をお願いいたし ます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

資料の2ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に係る提言に対する取り組みの検証でございます。

各施策ごとに、これまでの取り組み、それ から成果を踏まえまして、3ページの凡例に 従って評価を行いました。

なお、評価項目が複数ある場合は、項目ご との評価と総合評価を両方行っております。 それでは、順次説明してまいります。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減に係る施策、生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理について、提言の実現に向けたこれまでの取り組み、これまでの成果などについて御説明いたします。

まず、提言の実現に向けたこれまでの取り 組みですが、生活排水処理施設の整備、運営 を効率的に実施していくため、生活排水対策 のマスタープランを策定し、地域特性に応じ た生活排水処理施設の整備に取り組んでおり ます。

次に、これまでの成果ですが、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備により、汚水処理の整備水準を示す指標である汚水処理人口普及率は、平成16年度末の68.1%から86.8%に向上いたしました。

また、県民への普及啓発などにより、下水 道などへの接続、単独処理浄化槽から合併処 理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理 などを推進いたしました。

次に、取り組みの評価ですが、生活排水処理施設の整備や接続率の向上などが進んだことにより、生活排水系の海域への負荷が減少したことから、評価を丸としております。

最後に、今後の方向性につきましては、引き続き、令和7年度末の汚水処理人口普及率を94%に高めることを目標とし、これまでの取り組みを推進し、海域環境への負荷の削減に努めてまいります。

下水環境課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

資料の5ページをお願いいたします。

②の普及啓発活動の展開でございます。

川や海を健全な姿で次世代へ継承していく ために、平成14年度から、みんなの川と海づ くり県民運動として、一斉清掃活動や出前講 座等を実施してまいりました。

成果としましては、一斉清掃活動には年間約4万5,000人が、また、小中学生等を対象とする環境出前講座、水の学校等には約3,000人が、また、みんなの川の環境調査には約1,200人が毎年参加をしております。

評価としましては、一斉清掃活動は、毎年 市町村の8割程度が参加し、また、出前講座 等には、定員を超える受講希望があるなど、 取り組みが定着していることから、評価は丸 としております。

今後も、両海域の再生に向けまして、海洋 プラスチックごみ等の新たな課題に対応しつ つ、引き続き普及啓発を推進してまいりま す。

以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございま す。

6ページをお願いします。

提言項目、(2)工場・事業場の排水対策、 適切な排水指導の検証結果を御説明します。

まず、提言の実現に向けたこれまでの取り 組みでございますが、工場、事業場等から排 出される排水について、法より厳しい基準を 条例で定め、有明海・八代海への汚濁負荷を 軽減するとともに、工場、事業場等への立入 検査を計画的に実施しております。

続きまして、これまでの成果ですが、有明海・八代海に排出する事業場について、平成17年3月から、化学的酸素要求量等の排水基準を条例改正により強化し、さらに、水質汚濁防止法で規制対象とされていない施設のうち、小規模し尿処理施設を条例での規制対象に追加しました。

また、毎年、360事業場を対象に立入検査 を行い、排水基準超過があった場合は行政処 分等を行い、排水処理施設の改善や維持管理 の徹底を指導しました。

これらの成果として、右側のグラフに示したとおり、有明海・八代海域の化学的酸素要求量等の産業系、生活系の発生負荷量を、平成17年から平成29年にかけて削減することができました。

取り組みの評価ですが、有明海・八代海水域に排出する事業場について、国が定めた一律排水基準より厳しい排水基準を条例に定め、工場、事業場の排水対策を強化し、海域への負荷量を軽減させ、毎年、360事業所の立入検査を行い、排水基準の遵守を指導する

ことができましたので、評価として丸としております。

最後に、今後の方向性ですが、引き続き工場、事業場への立入検査を計画的に実施し、 排水基準超過があった事業場については、行政処分及び改善指導を行います。

環境保全課は以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でござい ます。

資料の7ページをお願いいたします。

農業・畜産対策の農薬・化学肥料の使用量 の削減についてでございます。

提言の実現に向けたこれまでの取り組みについては、平成2年度から環境保全型農業に取り組み、23年度からは、新たに開始したくまもとグリーン農業の普及、定着を推進してきました。また、農薬と化学肥料の使用量を削減する技術を農業生産現場へ普及し、県内大学と連携した調査研究を実施しています。あわせて、消費者等への理解促進を行っております。

これまでの成果として、平成16年度を基準とすると、29年度の農薬の使用量は56%に、 化学肥料の使用量は65%に減少しています。

具体的な取り組みや成果としまして、1つ目の減農薬や減化学肥料技術の普及につきましては、天敵の利用など、実証展示圃を10年間で107件実施し、農業者の取り組みを促進しています。

また、県内大学と連携して、水田の涵養量 調査を東海大学に、肥料が土壌に浸透してい く速度調査を熊大に、そして作物が吸収でき なかった窒素の土壌浸透量の調査を県立大学 に委託しており、本年度末に5年間の継続調 査結果を取りまとめます。

くまもとグリーン農業の生産宣言者は達成率104%、応援宣言者は96%となっておりますが、応援宣言は、現時点で目標達成率102%となっております。

取り組みの評価については、一定の成果が 出ているという評価をしております。

今後も、農薬、化学肥料使用量の削減に向けて、継続して、くまもとグリーン農業を推進してまいります。

農業技術課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

8ページをお願いします。

農業・畜産対策の家畜ふん尿の適正管理の 継続についてでございます。

まず、これまでの取り組みでございますが、家畜排せつ物の適正管理の遵守を推進するため、市町村や農業団体等の関係機関と一体となって、農家の巡回指導や意識啓発を行うとともに、堆肥舎等の整備を行いました。

また、防水シートなど簡易な方法で適正管 理を行っている農家についても、規模拡大の 際の堆肥舎整備などを支援しました。

これまでの成果としましては、堆肥舎やショベルローダー等の整備を534件実施し、県内の法対象農家の全戸が、家畜ふん尿の適正な管理を実施しております。

取り組みの評価としましては、全ての農家 が適切な管理を継続していることから、丸と しております。

今後の方向性ですが、堆肥の適正管理を継続するため、引き続き、巡回指導の実施や農家の意識啓発を行うとともに、規模拡大の際の堆肥舎整備の支援を継続してまいります。

続きまして、9ページをお願いします。

農業・畜産対策の耕畜連携による堆肥の広 域流通でございます。

これまでの取り組みといたしまして、農業 団体と連携し、堆肥共励会や堆肥生産技術向 上のための研修会、さらに、畜産と耕種のマッチングに向けた意見交換会や堆肥情報の提 供を行うとともに、堆肥散布組織の育成支援 を行っております。

これまでの成果といたしまして、堆肥共励

会や研修会を開催するとともに、堆肥の広域 流通量が1 万8,543トンから7 万4,011トンま で拡大しております。

なお、点線囲みの中、3つ目の丸の堆肥の達人ですが、堆肥製造に5年以上従事し、共励会で3年連続完熟の評価を受けるとともに、研修会を2回以上受講した方を、県内の堆肥生産技術向上の牽引役となっていただく目的で、堆肥の達人として認定しております。現在、26人を認定しております。

取り組みの評価としましては、堆肥生産技 術の向上を図るとともに、堆肥の広域流通量 が平成16年度の4倍まで拡大したことから、 丸としております。

今後も、継続して堆肥の生産技術の向上を 図るとともに、耕畜連携による堆肥の広域流 通を推進してまいります。

畜産課は以上でございます。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

10ページをごらんください。

養殖場から排出される負荷の削減について でございます。

提言の実現に向けたこれまでの取り組みとしては、漁場改善計画の策定及び着実な実施、これに加えまして、魚類養殖業者への適切な給餌管理を指導するとともに、環境負荷を低減する養殖技術の開発を行いました。

これまでの成果、上の3つの取り組みは、 魚類養殖場などから海域に排出される負荷を 減らす取り組みで、一番下の取り組みは、海 域に排出された負荷を海藻を育てて吸収させ ることによって削減する取り組みになりま す。

まず、1つ目ですが、魚類養殖場では、飼育時の餌の食べ残しやふん尿による海域への 負荷対策として、飼育魚の収容密度の削減を 盛り込んだ漁場改善計画を、提言どおり5年 以内の平成19年度から全漁場で策定、実施し ています。また、ノリ養殖場では、養殖過程において使用されます酸処理剤の負荷対策として、適正使用を盛り込んだ漁場改善計画を、提言どおり平成16年度漁期から全漁場で策定、実施しています。

2つ目は、魚類養殖において、餌の食べ残 しが生じないよう、魚病診断時に合わせて、 適正な給餌管理を指導しました。

3つ目として、国や他県とプロジェクトを 組んで、魚粉の割合を低くしたリン含有量の 少ない養殖餌料の開発をしました。これは、 現在、低魚粉飼料として実用化されています。

4つ目は、海藻を養殖し、リンや窒素を取り込ませて海域の負荷を減らそうとする取り組みです。ヒトエグサは、一般にアオサと呼ばれている海藻ですが、平成25年に人工種苗技術開発を行って網35枚を配布し、平成30年度は網508枚を配布しました。これらの取り組みにより、環境の負荷低減のみならず、安定した養殖生産や生産コスト削減もあわせて実現しております。

よって、取り組みの評価は、丸としております。

今後も、引き続き、漁場改善計画の着実な 実施、適正な養殖管理指導及び海藻類の増養 殖技術開発に取り組んでまいります。

以上です。

○松木森林整備課長 森林整備課でございま す。

11ページをお願いいたします。

森林整備の着実な推進についてでございま す。

まず、これまでの取り組みですが、森林の 有する多面的機能の持続的な発揮を図る観点 から、国の補助事業等を活用しながら、植栽 や下刈り、間伐などの森林整備を進めており ます。あわせて、県民参加の森づくり活動に 対する支援を行っております。 成果としましては、8万5,000~クタールを超える間伐の実施によりまして、森林の機能の維持増進を図るとともに、5万人を超える県民の参加をいただきながら、森づくり活動が進められております。

また、県内各地で開催される森林自然観察、体験教室において、森林との触れ合いをサポートする森林インストラクター225名を養成してきたところであり、県民の皆様の森林、林業への理解の醸成につながっているものと考えております。

取り組みの評価ですが、間伐等の森林整備を計画的に実施するとともに、多くの県民の皆様が森づくり活動に参加いただくなど、提言に沿った取り組みを展開できていることから、評価を丸としております。

最後に、今後の方向性ですが、間伐の着実 な実施に向けた助成事業、県民参加の森づく りへの支援や森の案内人である森林インスト ラクターの養成を継続してまいりたいと考え ております。

森林整備課は以上でございます。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で ございます。

12ページをお願いいたします。

干潟等の漁場環境改善のための事業の充実 の有明海につきまして御説明いたします。

まず、これまでの取り組みといたしましては、干潟域では、アサリを対象に覆砂や作れい、耕うんを実施し、また、浅海域では、マダイを対象に仔稚魚の育成場となる藻場や増殖場の造成を行うことで、水産資源の回復を目指してまいりました。

次の段のこれまでの成果としましては、左の表には、提言後、平成30年度までに実施しました水産基盤の整備事業の概要を一覧に記載しております。

右の表には、干潟域及び浅海域で実施した 基盤整備の成果を確認する上で、アサリの生 息密度や海藻の繁茂状況の近年の調査結果を 記載しており、ともに、天然漁場と比較し、 密度及び繁茂状況が多いという結果が得られ ております。

次に、取り組みの評価です。

干潟域及び浅海域での漁場整備に当たっては、地元漁協や市、町を含む関係機関とも連携し、整備計画を策定して懸命に事業に取り組んできたところで、宇土市長浜地区での観光潮干狩りの再開や良好な海藻の繁茂状況なども確認しております。ただ、水産資源の回復の面で見ると、まだまだその途上であると考え、評価を三角とさせていただきました。最後に、今後の方向性です。

今後も、さらなる水産資源の回復に向け、 引き続き、干潟域及び浅海域での各種整備に 取り組むとともに、事業効果を高めるため、 漁業者が行う資源管理や食害対策を支援して まいります。

続きまして、13ページをお願いします。

こちらは、八代海における漁場環境改善の ための事業の充実でございます。

これまでの取り組みや成果につきましては、有明海と同様に、干潟域や浅海域で各種基盤整備を実施し、水産資源の回復を目指してきたところで、3段目の評価でございますが、こちらも、地元漁協や市、町と連携して、基盤整備の整備計画を策定し、事業に取り組んできたところです。

干潟域では、八代市鏡町地先や二見地先で 観光潮干狩りが再開しており、覆砂材にダム の堆積土砂を活用し、良好な稚貝の発生も確 認しております。

こちらも、水産資源の回復の面で見ると、 まだその途上であると考え、評価は三角とさ せていただきました。

今後の方向性につきましても、引き続き、 干潟域及び浅海域での各種整備に取り組み、 漁業者が行う資源管理や食害対策を支援して まいります。 漁港漁場整備課は以上でございます。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策 課でございます。

14ページをお願いいたします。

海砂利採取への対応、法令の遵守、指導についてでございます。

これまでの取り組みですが、2点目に記載しておりますように、平成20年度に熊本県海砂利採取削減計画を策定いたしまして、平成24年度まで5カ年間の段階的な採取総量の規制を行っております。

ただ、この間、複数回にわたりまして、海砂利採取業者による違法採取が発覚したことを受けまして、平成25年3月に、有明海・八代海における海砂利採取に関する方針を策定し、3年間の予告期間の後、平成28年度から民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取を禁止しております。

これまでの成果としましては、民間海砂利 採取業者による違法採取の解消と海砂利採取 の抑制による海域への環境負荷の軽減の2つ の成果があったと考えております。

取り組みの評価としましては、方針に基づき、販売を伴う海砂利採取を禁止し、海域への環境負荷が抑制されたこと、また、販売を伴う海砂利採取の許認可の実績がなく、懸案であった違法採取は解消されたことから、丸としております。

今後の方向性としましては、海砂利採取に 関する方針に基づき、許認可について適切に 対処してまいります。

エネルギー政策課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

資料の15ページでございます。

抜本的な干潟等再生方策の検討、まず、有 明海でございますが、抜本的な対策を講じる には、泥質化について高度な原因究明、要因 分析、また、その対策には膨大な経費を必要 とすることから、国が主体となって実施する ように要望をしてまいりました。

具体的には、成果としまして、泥土堆積の 進行メカニズムの解明や具体的な再生手順の 提示、また、泥土除去等の抜本的対策等につ いて、国への施策提案、九州地方知事会、ま た、九州議長会を通じて継続的に要望活動を 行ってまいりました。

また、県の取り組みではございませんが、 海域再生に重要な役割を担っています国の総 合調査評価委員会の直近の報告書では、熊本 地先の一部では泥化が進行しているが、海域 全体としては単調な泥化傾向は見られず、具 体的な再生方策を示すまでには至っておりま せん。

そうしたことから、評価としましては、国に対する要望活動は、いろんな機会を通じて継続的に実施してまいりましたので、丸。一方、干潟再生方策の検討に関しましては、国の評価委員会等で議論中であり、再生手順の着手とまではいっておりませんが、県としまして、水質や底質調査を実施していることから三角とさせていただき、総合的評価は三角としたところでございます。

今後も引き続き国へ要望してまいります。 また、県としても必要な調査を実施してまいります。

続きまして、16ページをお願いします。

八代海湾奥部のほうの抜本的な干潟再生方 策の検討でございます。

複数課が関係しますが、一括して説明をさせていただきます。

これまでの取り組みとしては、地元では、 土砂堆積によります防災面の懸念があること から、これまで防災対策の実施や土砂堆積の 調査等を行ってまいりました。

成果ですが、まず、高潮対策では、甚大な 被害を出した平成11年、台風18号の高潮被害 を契機として、同等規模の高潮を防ぐ堤防の 整備を平成25年までに完了しております。また、防災情報システムの構築や高潮浸水想定 区域図の作成など、ソフト対策も講じてまいりました。

また、宇城市市役所付近で発生しております内水被害対策につきましては、市役所と協議しながら、市街地を流れます大野川支流の明神川の整備を進めております。

また、背後農地の排水対策としましては、 定期的なフラッシングによる海岸樋門の澪筋 の維持や、周辺排水機場の整備によりまして 排水能力を毎秒73トンから89トンへ増強して おります。

また、平成30年度には、土砂堆積の調査を 実施しております。平成18年度と比べまし て、当時予想された堆積の進行ではなく、全 体的には浸食が進行しているという傾向とな りました。

取り組みの評価としましては、防災対策は 計画的に事業を実施し、防災機能は向上して いることから、丸とさせていただきます。

また、一方、昨年の調査では、これまで12年間の地形変化は、堆積ではなく、浸食が進んでいるという傾向が判明しました。これについては評価困難とし、全体評価は、三角とさせていただきました。

今後は、防災対策は、地元と協議しながら 着実に実施していきます。また、湾奥部の課 題とされている土砂堆積につきましては、地 形変化の定期的なモニタリングを実施し、そ の結果を踏まえ、効果的な対策を検討してま いりたいと考えております。

以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

17ページをお願いいたします。

栽培漁業及び資源管理型漁業の推進のうち、有明海についてでございます。

有明海におきましては、沿海4県と国が協

調し、漁場環境の改善や増殖技術の開発に取り組むとともに、漁業者による資源管理の取り組みを推進してまいりました。

主要魚種でありますアサリについて、これ までの成果を御説明します。

これまでの4県及び国の協調による調査、 実証事業により、網袋による稚貝の確保、被 覆網による母貝保護、ナルトビエイ等食害生 物の駆除、覆砂や耕うんによる漁場環境の改 善、これらの手法について知見が蓄積され、 各地で取り組まれるようになりました。

また、沿海の全漁協が資源管理計画を策定 し、漁獲サイズ制限や禁漁期の設定など、漁 業者による資源管理が着実に推進されており ます。

その結果、右のグラフにありますとおり、 全国のアサリ漁獲量の減少傾向が続いている 中、本県のアサリは、資源水準は低いもの の、回復の兆しが見られているところでござ います。このことから、取り組みの評価につ いては、三角としております。

今後の方向性ですけれども、アサリ資源の 回復と持続的利用を図るため、干潟漁場の環 境改善や母貝団地の造成など、増殖策につい て県内各地で取り組んでいくとともに、漁業 者による資源管理型漁業のより一層の推進を 支援してまいります。

18ページをお願いいたします。

続きまして、八代海における取り組みでご ざいます。

八代海におきましては、計画的な共同放流 による栽培漁業の推進を図るとともに、漁業 者による資源管理の取り組みを推進してまい りました。

これまでの成果ですけれども、漁協、市町、公益財団法人くまもと里海づくり協会で構成される熊本県栽培漁業地域展開協議会が策定した放流計画に基づき、マダイ、ヒラメ等の共同放流事業を計画的に実施してまいりました。

また、エビ類の資源増大を図るため、本年 3月、八代海沿海の18漁協、8市町による協 議会を設立し、今年度から共同放流の取り組 みをスタートさせたところです。

さらに、アシアカエビやキジハタについて、種苗生産、放流技術の開発を進めております。

漁業者の資源管理の取り組みについてですけれども、沿海12地区、9漁業種類で資源管理計画が策定され、定期休漁など、取り組みが着実に進められております。

右上の表をごらんください。

現在、マダイ漁獲量の5%、ヒラメの20% 程度が放流魚で占められております。さら に、放流魚による再生産も見込まれており、 種苗放流が資源の底支えとなっていると考え ております。

このように、事業の効果も見られるもの の、資源状態が依然厳しい状況にあることか ら、取り組みの評価については、三角として おります。

今後ですけれども、資源の回復と持続的利用を図るため、健全な種苗の放流による栽培漁業の継続的、効率的な推進とあわせ、漁業者による資源管理型漁業のより一層の推進を支援してまいります。

19ページをお願いします。

持続的養殖漁業の推進の有明海についてで ございます。

全国でも有数の産地である有明海のノリ養殖について、近年の高水温など環境変化に対応した養殖を推進するとともに、酸処理剤の適正使用と使用量の削減、優良品種の開発に取り組んでまいりました。

これまでの成果ですが、有明海のノリ養殖を行っている全ての漁協が、適水温下、23度以下でのノリの種つけを実施するとともに、病害が拡大する時期に漁場から養殖網を一斉に撤去するなど、管理を徹底することで品質が向上し、単価の上昇につながっています。

また、酸処理剤については、生産者による 再利用と持ち帰りを徹底するとともに、廃液 については、全漁協で産廃業者に委託し、処 理をしているところです。

また、水産研究センターでは、高水温耐性 株など、品種改良にも取り組んでおります。

このような取り組みの結果、全国的に厳しい生産状況の中、本県では、一経営体当たりの生産枚数、生産金額が増加しております。 このことから、取り組みの評価を丸としております。

今後の方向性ですが、引き続き、環境変化 等に対応したノリ養殖業の持続的安定生産に 向け、取り組みを行ってまいります。

20ページをお願いいたします。

次に、八代海における取り組みについてで す。

八代海におきましては、漁場改善計画の着 実な実施、漁場環境に配慮した養殖の推進、 赤潮防止対策及び新たな養殖技術の開発に取 り組んでまいりました。

これまでの成果ですが、全ての魚類養殖場において、漁場の環境を維持しながら、持続的に養殖を継続するため、種苗の収容密度や餌の種類等を定めた漁場改善計画に従い、漁場環境の維持、改善を図っております。

赤潮対策として、県、市、漁業者による赤 潮情報ネットワークの構築を進めるととも に、有害赤潮の初期発生海域に、赤潮駆除効 果がある粘土や塩を散布する体制も整備して おります。

これらの取り組みの結果、右のグラフにありますように、魚類養殖は安定した生産量で 推移し、生産金額も増加傾向にございます。

また、藻類、貝類については、ヒトエグサの人工採苗網の量産化試験やワカメやマガキの採苗試験などの技術開発、養殖指導など必要な支援に努めた結果、ワカメやヒトエグサ、マガキの生産量が増加しております。これらの成果から、取り組みの評価は丸として

おります。

今後とも、持続的な養殖の推進に向け、継続してこれらの取り組みを行ってまいります。

水産振興課は以上でございます。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

21ページをごらんください。

(11)大学や研究機関等との相互連携の強化 及び(12)水産研究センターの機能の充実強化 については、調査研究体制の充実として、あ わせて御説明いたします。

これまでの取り組みについては、大学等との共同研究による効果的、効率的な調査研究を展開するとともに、国に対する情報共有ネットワークの構築や、他県、大学に対して参画の働きかけを行いました。また、外部委員による研究評価を実施しました。

これまでの成果、1つ目は、大学、水産研究・教育機構及び他県との共同研究のうち、 直近の取り組みになります。

有明海・八代海で赤潮調査を実施し、被害の発生防止に活用したり、アサリの世代交代の割合等を活用した資源管理、増殖手法の開発やタチウオの耳石分析等を行って、発生海域を判別する方法などの技術開発を行っています。

2つ目は、国や他県への働きかけにより、 国が、有明海・八代海の再生を目的としたネットワークを構築しました。本県は、ネットワークに有明海・八代海の調査データを提供 しており、漁業者もネットワークを閲覧、活用しております。

3つ目の取り組みとしては、毎年、学識経験者や県漁連代表者等の外部評価委員により、当研究センターの研究評価を実施しました。

評価については、これらの取り組みにより、効果的、効率的な調査研究体制の強化に

つながっていることから、丸としております。

今後も、引き続き、調査研究体制の充実に 向け、取り組んでまいります。

水産研究センターは以上です。

○中原水産振興課長 水産振興課です。 22ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実 施についてでございます。

開門調査につきましては、5カ年の排水門の開放を命じる判決と開門の差し止めを命じる判決という相反する司法判断が示されているところです。

国は、5カ年の排水門の開放を命じる確定 判決を不服とし、開門を強制しないよう求め る訴訟を起こし、昨年7月、福岡高裁が国の 主張を認めたことから、漁業者側が最高裁に 上告しておりました。

このことにつきまして、最高裁は、さきの 9月13日に、福岡高裁の判決を破棄し、審理 を差し戻す決定をいたしております。

この結果、開門を命じる判決と開門を認めない判決、2つの異なる判決が引き続き存在する状況となっております。

県としましては、今後の裁判の動向を注視していくとともに、有明海再生は待ったなしの課題であることから、本県漁業者に寄り添いながら、有明海の再生が少しでも進むよう取り組んでまいります。

水産振興課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

資料の24ページをお願いします。

最後に、ちょっと総括をさせていただきま す。

まず、①の各施策の評価に当たってでございますが、有明海・八代海再生に係る提言には、数値目標は示していないことから、成果

を数値で示せるものは評価しやすいんですけれども、数値で示すことが困難なものにつきましては、提言に沿って着実にあるいは計画的に事業を進めてきた、また、県の取り組みによりまして、市町村や関係者の取り組みが定着してきたというところを基準に判定をしてまいりました。例えば、水産資源の回復が十分でないことをもってバツというような評価はしておりません。

②の各施策の今後の方向性についてですが、丸と評価したものにつきましては、各個別計画等に基づいて、今後も計画的な執行が見込まれるものや、取り組みが定着し、今後も同様の取り組みが期待できるものがございます。

また、三角と評価したものには、現在成果 が見え始め、今後も継続的に取り組むことで 成果が期待できるものがあります。

なお、最後に、水産振興課が説明しました 諫早湾干拓事業に係る問題につきましては、 国主体の取り組みでございまして、県として の評価は困難と考えております。

最後に、25ページでございますが、これは、委員長の命により添付しておりますが、 今回の提言の検証に当たりまして、今後の審 議スケジュールのイメージというのを参考に 添付させていただいております。

環境立県推進課は以上でございます。

○渕上陽一委員長 以上で執行部からの説明 が終わりました。

この件について、質疑はありませんか。

○西村尚武委員 天草市・郡選出の西村でご ざいます。

20ページの持続的養殖漁業の推進という中で、赤潮被害防止対策というのがありましたが、その関連でちょっと、質問というより要望に近いものがあります。

これは、実は、9月の頭、御所浦地域で赤

潮が発生して大きな被害が出たと。今、天草 市のほうとかにも被害額をちょっと出しても らうようお願いしてありますが、なかなか上 がってきてないと。私が聞いたところでは、 一養殖業者さんが、ブリですね、ブリが全滅 に近い被害があったと。御所浦の場合は、そ の一業者さんだけがブリを養殖しているもん ですから、その後、その前後、上天草、ま た、鹿児島のほうでも発生をしていると。そ ういう中で、海水養殖漁業協同組合ですか、 が、ちょっとお願いといいますか、これだけ の文書も流してきたもんですから、これを話 すと長くなってしまいますので、まず、結果 からお話ししますと、今、赤潮被害のへい死 魚、死魚は、できるだけ肥料などの再生用原 料として、長崎、鹿児島の処理場へピストン 輸送を行っているが、赤潮のシャトネラ、シ ャトネラの甚大な被害には焼却処理が間に合 わず、やむを得ず埋め立て処理を行うが、マ スコミさんがおるから言いにくいんですけれ ども、これはちょっと不法投棄に係る部分も あると。死魚の場合は、産廃ではなくて、一 般ごみとして扱われていると。そのため、市 の処理場とかでしか処理ができない。ところ が、大量に死んだ場合は、その施設では対応 ができないと。そういう中で、畜産の鳥イン フルエンザや狂牛病の処理と同じように、土 中への埋設を特別に認可、法制化していただ けないかと。これは緊急避難的なもので、そ れをお願いしてくれんかということで、今上 がってきています。

赤潮被害で、そのときに対応したその魚だけじゃなくて、例えばトラフグなどは、えらの細胞が壊され、赤潮終息後も、給餌、餌やりですね、漁業を行うも、えらによる必要酸素量が供給できず、成長や病死の増加など、後々影響してくるということなんですよ。その御検討をいただけないかということです。

よろしくお願いいたします。

○渕上陽一委員長 今の件で何かあります か。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

赤潮でございます。シャトネラ赤潮、今委 員御指摘がございましたとおり、8月19日に 警報を出しまして、8月の末から9月の上旬 に被害が出たという報告を受け、県としまし ても、災害対策本部を立ち上げているところ でございます。

幸い、被害が出ましたのが、ごく小期間に とどまっているというところで、今小康状態 になっていると。ただ、一旦消えかけたので すが、まだ少しちょっと天候がよくわからな いというところもありまして、赤潮もちょっ と出ているというところで、まだ警報は継続 して注意を呼びかけさせていただいておりま す。

被害の報告については、受けている量というのは、かなり少ない状態での報告というのは受けているところでございます。

御指摘のありました処分につきましては、 県で、使えるものについては肥料で使うとい うことで、手当て、準備とかをしております が、大量に死んだときの場合というところの 問題につきましては、法制の部分がございま すので、国のほうにも要望していきたいとい うふうに思っているところです。

○西村尚武委員 けさも電話あったんですが、また、先日の16日の日曜日、また上島の姫戸地区でやはりまた出てきたと。なかなか終息できないという状況でもあります。

あと、やはりこれは先ほど言いました鳥インフルエンザや、やはり狂牛病と同じような、水産業者にとっては、やっぱり捉え方だもんですから、後処理で大変困っている部分があります。

それと、これは基本的に損害云々の件につ

きましては、共済がメーンになるんでしょうが、やはりなかなか、大量死を避けるために、長期間における餌どめで成長が極端におくれてしまうと。近年の販売形態である年間計画販売においては、その時期にお客様が欲しがる企画、サイズや身質が間に合わず、結果的に売り上げの減少や資金繰りの悪化が発生しているという現状です。

今、銀行の対応、その辺の被害状況の把握を焦る余り、まだ死にかけている魚や死魚の処理中にかかわらず、問い合わせが殺到していると。その辺でも、これは県にお願いできることではないんですが、やはり何らかの手当てをしていかぬと、もうマンネリ化してきて、業者も減っていくばかりになるのかなと。御所浦も、もうブリ栽培業者、1者だけになってしまいました。その辺、よろしくお願いいたします。

○渕上陽一委員長 御要望ということで、よ ろしくお願いします。

ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 環境保全の件と水産振興の 件、2点だけ質問させていただきます。

最初、6ページ、排水関係の話、お伺いしましたけれども、さきの関東の台風、大雨、豪雨災害で、工場から浸水して油がたくさん漏れるという事案がありました。どれぐらいの被害があったかどうか、まだ私も十分把握してないんですけれども、このとき感じた漁業関係者の方が、これは、ノリの種つけとか、そういった時期だったらどうなるだろうかという心配もされたところだったんです。通常は、今排水の説明ありましたように、工場排水関係のところには、それなりの油分離槽であるとか、そういった施設をされていると思うんですが、昨今の、この1週間も満たない期間に台風が来て豪雨があるという中で、もちろん河川とか内水面の排水対策につ

いては、時間かかっていますけれども、それで済んでいるんですが、こういった排水を持つ工場、あるいは事業所あたりの、特に内水面の弱いところであるとか、そういったものが大方把握できるものかどうか、それについては、浸水した場合の工場における油関係と一くくりに言ってますけれども、そういったことの対策は必要ではないのかなという感じがしたものですから、それについて、環境保全のほうでお考えをお伺いできればと思います。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

今委員御指摘の件で、佐賀の鉄工所から大量の大雨によって焼き入れで使っていた油が流出した件で、本県なりに、まず、同様な施設があるかどうかというのを調べましたところ、本県内では、そのような焼き入れ施設で油を大量に貯油しているところについては、いわゆる特定施設としてはありませんでした。

それと、そういう関係施設に対して注意喚起をするということで、これは消防保安課、そういう油を扱っている施設に対して、消防保安課のほうから関係施設とか石油業界に対して注意喚起を呼びかけたところでございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございました。 有明海再生の話ですので、きょうは絞っ て、内水面からあふれた、そういった油を含 めた水が河川を通って海に流れ込むと、河川 も海もそうなんですけれども、その大規模な そういったところは熊本にはないといいまし ても、所轄が消防であったりとかあると思い ますけれども、そういった内水に強いところ 弱いところ、場所次第では全くそういった心 配のないところがあると思うんですね。そう いった点については、有明海の環境を守る意 味でも、非常に生産者の方が心配されておりましたので、環境部におかれましても、そういった特定の施設があるなしではなくて、それに準ずる施設もあるかもしれませんし、ぜひとも今後留意なり把握をしていただきたいと思いますけれども。

それから、19ページ、ノリの平成23年から 30年にかけてのこの枚数、金額、単価等の表 がありました。近年は、非常に水産研究所な り水産部局の指導で、ノリの環境に強いとい いますか、そういったもので随分と成長して きていると思うんですが、ただ、加えて、非 常に異常気象で、あと1カ月ちょっとぐらい で種つけが始まりますよね。それに向けて、 今、棒木ふりも終わって、やっぱり漁業関係 者の方は、特にこの異常気象について、種つ けの時期も含めて、非常に昨年よりももっと 厳しいんではないかという不安をされている んですけれども、そういったところについて 心配なり課題とされているところ、あるいは それだけに頼るような質であるのか、量と質 については、ここに、30年度の、数字的には 量は少ない、単価が上がっているということ で、それには、もちろん市場のこともありま すが、ただ、有明海におけるノリの質の向上 とかも相まっていると思うんですけれども、 今シーズンのことについて、何か課題なりが ありましたら。

○中原水産振興課長 水産振興課でございま す。

委員御指摘のとおり、きょうもかなり暑くなっております。有明海の水温、平年より、平年ありますけれども、平年よりも今少し高い状況というところです。20年ぐらい前であれば、10月1日から既にノリが始まると。ノリが始まるころには、もうみんな何かたき火をしながらという状況だったというところが、半袖で、あすは組合長会議がございまして、ノリの種つけ時期をいつごろにしようか

ということを話し合いされますけれども、ちょっとかなりずれ込んできているというのは 事実でございます。

研究機関、有明海、各県の研究機関、まず 集まりまして、今の水温状況、それから気象 の予報とかをもとに、あす、組合長さんたち に御説明をした上で、ここに入れておりま す、23度以下、適水温でも、なる時期がどれ くらいなのかというところをお示しして、ス タート時期を決定していただくと。最終的に は、有明3県、佐賀、福岡、熊本、各漁連さ んも集まったところの中で、いつからスター トしようというのを決めていくというスタン スになります。

こちらとしましては、スタートが悪いと 後々響きますので、適水温でというところを お示しした上で決断をいただきたいというと ころです。

あと、どうしてもそのスケジュールが後ろに倒れた分、全体のスケジュールがずれ込んで、どの時期に一番とれるかというところがございます。ここに、環境に適応したというところで申し上げておりますけれども、本県のノリ、一番最盛期が1月、2月が生産の最盛時期になりますので、そこに最盛期が当たるような形でのスケジュールというところは御提案して、それに合わせて一斉撤去とかをしていただいた形で品質が上がっていると。ですから、この体制を堅持していただくことで有明のノリ、熊本のノリというのを、品質の評価を高めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○西山宗孝委員 以前は、9月にはもう種つけ、早いところはあってたんですけれども、種つけした後の管理についても、もちろん漁業関係はそうですけれども、県も非常に一斉撤去とか、そういった神経使う時期ではあると思いますけれども、非常に組合関係の方も

期待されておりますので、ぜひともそういった綿密なスケジュール管理を含めて御指導いただければと思っています。気候の変動、一番です。よろしくお願いします。

○内野幸喜委員 まず、15ページ、16ページですけれども、有明海・八代海の泥土化、これは水産資源の回復という観点からすると農林水産省、環境面からだと環境省、また、防災面とかになると、これは内閣府となるんですかね。有明海・八代海には港湾部分もありますので、そういったことを考えると国交省とか、これは本当にオールジャパンで取り組んでいかなければならない。ここにも書いてありますけれども、実施には膨大な経費を必要とすることから、本県単独での実施は困難と。本当にそうなんですね。

そこで、ここに書いてありますけれども、 知事会であるとか九州議長会等で要望していると。それについては、国のほうも総合調査 評価委員会等で議論中というふうになっていますが、いわば、これはずっと何か遅々として進まないような感じがやっぱりするんですね。今、実際、国のほうはどのようにまずをけとめているのかというのと、有明海であれば、これは、当然、長崎、佐賀、福岡。八代海であれば、これは鹿児島県も関係してくると思いますが、そこは足並みをそろえて、別に温度差があるということではないと思いますけれども、そういったところの今現在の要望とか活動とか、そういったことも、もう度教えていただければなと思います。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

まず、今委員おっしゃるとおり、国で言えば、いろんな省庁が関係するということで、 私、直接その要望には行ってませんけれど も、話を聞くと、要は、泥土を取った後をど うするか、今捨て場所がないというのが大き な問題となっています。なかなか各省庁も、 自分のとこがということではないと。なかな か役割分担というのが決まってない状況で す。今言った泥土の除去というのが大きな問 題だろうというふうに聞いております。

各県と連携して政府要望等をやっておりますけれども、共同で要望は出したりとかはしております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 一番大きいのが、その捨て 場ということの認識でいいんですか、国のほ うで、そこが……。

それと、もう1点。

確かに、捨て場の確保のためには、漁業者の方とか、いろんな方のやっぱり協力を得ないと、なかなか難しい問題であると思います。それは、やっぱりしっかりと我々もその地元でも、そういったことの話もしていかないといけないと思うんですが、例えば、この泥土、ヘドロというのが、何かほかの処分の仕方というのはないんですかね。そこはどうなんですかね。そうやって埋め立てとかでしかやっぱりできないんですか、そこをちょっとどうなのかなと……。

○財津環境立県推進課長 済みません、私が 今いろんな資料読んだ中では、回答できる答 えは――済みません。

○中原水産振興課長 水産振興課でございま す。

これは、今、漁港漁場のほうで、覆砂材として使えるものということであれば、覆砂の材料として使うということでの覆砂事業に活用していただいている部分がございます。あと、完全な泥気のあるものということに関しては、今のところは、目新しいものというのは、ちょっと出てきていないのかなというふうに思っているところです。

○内野幸喜委員 以前、村上先生がよく、沿 岸道路のときに、この有明海のしゅんせつ土 砂とかを盛り土とかという話がありましたけ れども、実際そういった、なかなか公共工事 等で使うというのは、実質むずかしいんです かね、そういった陸の上での使い方というの はやっぱり実際難しいんですかね。

○中原水産振興課長 陸に上げる際、活用というところで一番大きく問題になるのは、多分塩気の問題だと思います。畑に入れてあったりとか、入れるときに塩がどうなるのかと。あと、例えば、骨材に使うとしても、やはり塩を抜いてからでないと使えないとかいうところが一番大きくなるのではないかというところで、例えば、畑の盛り土に使えないんですかという話をちょっとしたことがあるんですけれども、やはり塩の問題だというところが一番あったところでございます。

○内野幸喜委員 済みません、これは先ほどありましたけれども、とにかくこの永遠のテーマとならないように解決していかなければならない。そのためには、我々もしっかりと地域の方にも協力してもらうことは協力してもらうようにやっていかないといけないですし、あと、県のほうとしても、やっぱり捨て場の問題あるかもしれないですけれども、引き続き、国のほうには、本当にこれは県だけではどうしてもできないことですので、しっかりと引き続き要望はし続けていってほしいなと。

○末松直洋委員 先ほどの海にたまった泥土 の話なんですけれども、実は、平成11年に、 宇城市、高潮が発生して、多くの水田が高潮 をかぶって、泥土も一緒に流れてきたんですけれども、実は、そのとき、もちろん塩気も 含んでおりました。その泥土を取っ払ってそ

の泥を入れかえたところが、あんまり米ができなかった、次の年に。その泥土をそのまま置いといて、水を入れて田んぼの代かきをしてつくったところ、今までかつてないほどの収量がとれたということで、私は、この泥土というのは、有害物質も入っているかもしれませんけれども、非常に多くのミネラルを含んでいる。逆に、少々の海水が入っても、水田は強いもんで、そんなに影響はない。取っ払ったところがあんまりよくなかったということで、私は、全く無駄な泥土ではないと思っています。

それともう1つ、泥の捨て場がないということですけれども、法律が変わって人ぷんとかも海洋のほうに捨てられなくなったということも、それはわかっておりますけれども、泥土を集めて島をつくるということも、1つは案の中に入れていただければと思っております。例えば、その湾奥の真ん中に泥土を寄せて大きな人工島をつくるということも1つ大きないい方法ではないかと思いますので、ぜひそこら辺も国のほうに検討していただければと思います。

- ○渕上陽一委員長 要望と参考で。
- ○末松直洋委員 要望で。
- ○渕上陽一委員長 わかりました。
- ○山口裕委員 内野委員の発言に関連してですけれども、今、河内のところでしゅんせつ 土を石組みの中に入れているのは、あれは県計画に基づく調査だったですよね。
- ○菰田漁港漁場整備課長 今委員お話あった のは、河内町塩屋漁港の中に設置している土 捨て場の件だと思いますけれども、あれは、 塩屋漁港のいわゆる漁港用地造成の一環の中 で、いわゆる用地補正する際に、しゅんせつ

土砂を有効活用しようということで受け入れ ているものでございます。

○山口裕委員 その結果を受けて、今後何か 新たなしゅんせつ土の利活用が生み出される という研究とかはなさっていないんですか。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港、港湾含めまして、いわゆる港の中に発生する土砂のしゅんせつというのは、泊地、航路をある程度水深を確保するためには、大きな課題となっておりまして、これまでは、漁港に関しましては、塩屋漁港のほうに受け入れて設置していたという状況はございます。ただ、塩屋漁港の土砂処分場については、計画容量が大分近づくような状況になってきたということもあって、今後、その土砂の有効活用や、また、新たな土砂処分場の建設検討も入らなければならない時期になっているというふうに認識しているところでございます。

○山口裕委員 わかりました。

○竹﨑和虎委員 5ページにかかってくると ころなんですが、先ほど有明海のノリの養殖 のお話あったところですけれども、漁業者の 方から聞くと、10月15日あたり、種つけに入 れればと、適水温になればということで聞い とるんですが、漂流ごみ対策に関してなんで すけれども、熊本地震による山腹の崩壊であ ったり、斜面の崩落が山間部であっとって、 近年の短時間豪雨等異常気象の影響で、河川 を通じて、木材であったり、ヨシ、アシとい うのが流れてきたり、それに関しては、海域 漂流物の対策事業費で計上していただいて、 これには、漁業者も待機とか、国のほうで拾 っていただく現場まで漁業者も協力して物を 運んでとっていただくような協力もしながら やっておるんですが、そういったものが、漁 業者にとっては、安全航行を確保できないと

か、また、漁具に対する被害を受けとるとか ということであるもんですから、これは、国 を主体として、どんどん取り組んでいただき たいと思っておるところなんですが、城下先 生が代表質問でもされたんですけれども、廃 プラスチックの問題、そういったごみの問題 なんですが、ノリにも、そういった小さいご みが入ることによってノリの評価が下がる、 クレームが入ってノリの評価が下がる。熊本 の特産物でもあり、有明海の主力産業でもあ るもんですから、そういった小さなごみをそ もそも出さないような対策、そういったもの ができないかと思っておるんですが、もちろ ん海洋プラスチックごみ等の新たな課題につ いても普及啓発を推進していくということが 書いてありますが、具体的にどのように取り 組んでいかれるとか、そこら辺を教えていた だければと思います。

○財津環境立県推進課長 環境立県でござい ます。

まず、5ページにつきましては、普及啓発ということで、環境出前講座などを中心に、小中学生に普及啓発をしています。それは、いろんな今の海洋ごみがこうなってます、死んだ鳥の内臓には、いろんなプラスチックごみが入っていますとか、そういう状況を示して、小さいときから、いわゆるプラスチックごみとかを投棄しないような学習による啓発をしています。実際の普及啓発につきましては、循社課のほうです。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課で ございます。

委員おっしゃったように、海洋プラスチックごみは、直接海で発生しているというよりは、その多くが、何げないポイ捨てですとか不法投棄、あるいは管理が徹底できてないということで、通常の廃棄物の処理ルートから外れたごみ、これが、雨や風などによって川

に落ちて、川を経由して海に流れ出たものと いうふうに認識しております。

そういうことで、そもそも、海にプラスチックごみを出さない対策といたしまして、当課といたしましては、今、環境立県推進課からもありましたように、非常に地道な取り組みということにはなりますけれども、海域のみならず、上流域に暮らす人々も含めた県民全体に向けたポイ捨て防止の啓発活動、それから不法投棄の監視活動、あるいは梅雨ですとから不法投棄の監視活動、あるいは梅雨ですとか台風が到来する時期、こういった出水期前に住民に対して片づけを呼びかけるですとか、一斉の清掃活動を実施するですとか、そういった地道な取り組みというのが重要かというふうに考えております。

そういったことで、関係課ですとか、各市 町村とも連携しながら、こういう川にごみを 落とさないような取り組みというのを進めて おるところでございます。

○竹崎和虎委員 私も、NPO活動やっておりまして、海浜清掃活動、一斉活動ですね、に毎年参加をさせていただいておりますが、漁業者の方々と一緒にそういった取り組みもやってまいろうと思いますし、他県での取り組みとか、そういう先進事例があれば、そういうのを生かしていただきたいと思いますし、先ほどお話あった各市町村での取り組み、そこも推進していっていただきたい、御指導いただければと思っております。

行政と漁業者も一体となった取り組みによって海域が守られる、環境保全がされると思っております。

それで、有明海、熊本県沿岸ごみ対策連絡会議というのが8月26日に立ち上がったやに伺っております。また、10月には、八代海でも同じものが立ち上がると聞いております。 国、県、そして沿岸の市町村、そして漁業者、漁業団体さんが参加されてやっとるということでございますので、そこでも、ぜひ問 題提起をしていただいて、そういった廃プラ の対策もやっていただければと思いますの で、よろしくお願いします。

以上です。

○磯田毅委員 アサリのことについてちょっとお尋ねします。

八代海では、昨年が55トンと、その前年に はほとんどゼロという状態で、非常にアサリ の状況がよくなっていると。ことしも、地元 の漁業者の方から聞くと、非常にたくさん生 まれとるということで、とても期待している という話があったんですけれども、実は、昨 年は、八代海の覆砂事業というのは、多分当 初の計画は1.4~クタールぐらいだったと思 いますけれども、実績としては、2.7~クタ ールぐらい、倍ぐらいできていると。それ も、私は、瀬戸石ダムの危険とされる堆砂、 それを利用して覆砂事業に使ったらどうかと 提案したんですけれども、実際、そのほうが 安かったんですよね。2倍ほど覆砂事業あっ てると。ところが、この前、漁業者の方に聞 くと、ところが、長崎の砂は、来る砂は非常 に発生が多いと。ところが、瀬戸石ダムにつ いては、少ないという話聞いたんですけれど も、それが実際本当かどうか、単年で見るん ではなくて、複数年で見た場合どうなのかと いうことが一つと、もう一つは、きょうの日 経だったですかね、新聞には、国連での報 告、IPCCの報告案というのが新聞に載っ てたんですけれども、今後100年間に海水面 が1メートル上昇するだろうということを報 告するということが出たんですけれども、実 際、うちの有明海と八代海の状況はどうなの か、そして、例えば、注意報とか高潮警報と かあるわけですね、そういった警報類は、こ の10年とか20年の間にどういう変化している のかというのを2点お聞きします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で

ございます。

まず、1点目のダムの覆砂材を使ったお話 でございますけれども、昨年度、八代市の二 見地区で、いわゆるダムの堆積土砂、瀬戸石 ダムですけれども、を有効活用させて覆砂材 としてさせていただきました。もともと、二 見地区につきましては、委員お話ありました 長崎県から発生した土砂を覆砂材として購入 してまく予定にしていたところだったんです けれども、実際、現場が二見地区でございま して、二見地区のいわゆる漁場が、石が少し 多い、もともと多いその漁場だということ で、普通のいわゆる購入砂を持ってくると、 せっかくまいた覆砂が流れる可能性があると いうことがありました。ですので、発注前後 ぐらいに、地元の漁協さんと協議をする中 で、瀬戸石のダムのほうが、ダムの掘削土砂 のほうが有効活用としてできないのかなとい うことで、現地を見たところで、それを置か せていただいたといったところです。

面積が倍になったというお話でございましたけれども、たまたま、あそこは電源開発さんが管理されていらっしゃるダムになるんですけれども、発生した掘削土砂を運搬する分の、運搬の御協力もいただいたということもありまして、経費がその分若干安くなったところがあります。ですので、ほかの地区で同じように持っていけるかというと、なかなかやっぱり運搬距離が非常に、いわゆる単価としては、大きいウエートを占めるという状況でございますので、たまたまそれは、施行時期と発生する土砂の時期が一致したといったところです。

じゃあ、アサリの発生の状況でございますけれども、覆砂を実施した後、大体2~3年ぐらいが経過として必要だというふうに伺っております。

今年度も調査は開始しておりまして、少し は稚貝が発生しているという確認もとれてい るところではございますので、これから年に 2回、春季と秋季という形で調査をやってい く中で、アサリの発生状況等も確認してまい りたいというふうに考えているところでござ います。

以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございま す。

国連の報告、1メーター、きょう、新聞見させていただきました。気温が上がって水面が上がっていくということで、正確な情報、数字を持ち合わせているわけではございませんけれども、最近、10年間で、三角でございますけれども、あそこの潮位が6センチ程度既に上がっているという情報はあるようです。今後、この国連でいくと1メーター、このまま気温が上昇が続けば急激に上がるということなんだろうと思いますけれども、どういう状況になっていくかというのは、ちょっと注視していくしかないかなというふうに思っております。

○磯田毅委員 6センチというのは、以前委員会で聞いて知っとったんですけれども、注意報とか警報とか何かの数というのは何か統計がありますか。

○渕上陽一委員長 磯田委員、温暖化の関係 につながるかと思いますので、そこはまた違う場所でお願いします。

ほかにありませんでしょうか。

○末松直洋委員 9ページの耕畜連携の堆肥の広域流通の件なんですけれども、広域流通量が1万8,543トンから7万4,000トンまで拡大したということでありますが、この広域流通というのは、やはり堆肥を地域、地元で散布とか処分し切れぬから広域流通を進めているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○上村畜産課長 おっしゃるとおりで、地元 でし切れない分を遠くに持っていくという… …。

○末松直洋委員 宇城、美里にもたくさん 牛、酪農から肉牛までいるんですけれども、 なかなか地元で散布がなされてないんです よ、実は。なぜかといいますと、やはり米の 所得というのがあんまり高くないんですよ ね。そこで、経費を払ってまで自分の田んぼ に堆肥を入れることは、なかなか厳しいとい う意見がある。畜産をされている方たちは、 例えば、堆肥を早く出したいわけでありま す。ただ、早く出したいのに、なかなか地元 の人に使ってもらえないということで、そこ ら辺に何か――これは予算がついているんで しょうか。

○上村畜産課長 広域流通の場合は、耕種側が使いたい堆肥をしっかりつくって、お互いの連携というか、お互いでつくってやるようにしています。補助事業でも、県単事業のほうで支援しております。

## ○末松直洋委員 わかりました。

○渕上陽一委員長 ただいま平成16年2月の 有明海・八代海再生に係る提言に対するこれ までの取り組みについて審議を行ったところ ですが、提言から十数年が経過し、有明海・ 八代海をめぐる海域環境や水産資源について は、さまざまな状況の変化が見られると思わ れます。

ついては、有明海・八代海の再生に関し、 新たな検討すべき課題がございましたら、こ の際、御意見をお伺いします。

なお、後ほど、今後のスケジュールを説明 しますが、本日いただいた課題については、 別途執行部から現状説明の場を設ける予定で ございますが、御意見ありますでしょうか。

〇山本伸裕委員 この機会に、やっぱり有明 海の再生について、改めてやっぱりしっかり 勉強する必要があるんではないかなと思って おります。

それで、先日、新聞に、県立大学の堤先 生、それから科学保健大学の高橋先生が、有 明海異変についてのコメントが載っておりま したですけれども、堤先生といえば、底生生 物、ベントスの第一人者であるし、高橋先生 といえば、水質について非常に熱心に研究さ れておられるわけですね。ともに熊本にいら っしゃる大学の先生ということで、特に、堤 先生なんかは県立大学の先生ですから、この 際、やっぱり委員会として学習する場をつく って、先生なんかのお話を聞く機会を設けて はどうかというふうに思っているんですよ。 執行部の皆さんなんかも参考になるかもしれ ないし、私たちも議論を深める上で勉強にな る面もあるんではないかと思いますので、ぜ ひ御検討いただければと思います。

○渕上陽一委員長 しっかり検討していきた いと思います。

ほかにありませんか。

この場でのほかに御意見がないようですので、もし御意見があれば、9月30日まで、政務調査課への御連絡をお願いしたいというふうに思います。

今後のスケジュールですが、資料の25ページをごらんください。

本日審議した各施策の方向性を総合的に判断するとともに、新たな課題を見据え、新たな提言が必要と判断すれば、12月議会で提言の骨子案、そして2月議会で提言案を提案する予定です。

この短い期間で提言をまとめるに当たり、 委員会として、海域環境や水産資源などに関 する海洋生態についての知識をさらに深める ため、専門家の意見を伺う機会が必要と考え ています。

ついては、11月に、管外視察にかえて、閉会中の勉強会を開催したいと考えております。あわせて、新たに検討すべき課題について、執行部から現状説明を行うこととします。日程等については、後ほど御相談させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○渕上陽一委員長 それでは、(2)報告、① の八代海の栄養塩の状況について、執行部から説明をお願いします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で ございます。

別とじで、八代海の栄養塩の現状について (報告)という資料があると思いますが、これ につきましては、前回の委員会で、吉永委員 のほうから、きれいな海だけというよりも水 産資源が回復するような豊かな海を目指して ほしいという御意見がございました。前回、 前年度に関係課で協議しましたその結果を口 頭で報告しておりましたが、委員長の命によ りまして、この委員会での情報共有というこ とから、今回資料を作成して、また報告をさ せていただきます。

複数の関係課が関係しますので、一括して 環境立県のほうから説明をさせていただきま す。

窒素やリンなどの栄養塩というのは、海域の生態系の維持に必要なものでございます。 今回、八代海の環境基準や栄養塩の現状、課題について御報告をさせていただきます。

1の、まず、1、八代海の水質の状況について、全窒素、全リンの類型指定についてでございます。

類型指定とは、環境基準の区分のことでご ざいます。現在の類型は、県の環境審議会に おきまして、海域の水質や漁場の分布、海水 浴場の設置状況、また、プランクトンの分布 状況等を総合的に検討され、その答申を踏ま えて、県が平成11年に指定を行っておりま す。

3ページをごらんください。

色を塗っている部分が海域でございますが、八代海を見てみますと、赤色の八代海北部は、右上の凡例で見ますと、環境基準Ⅲの海域です。黄色の中部は、環境基準Ⅱ、水色の南部は環境基準Ⅰの海域となります。それぞれ、窒素、リンの基準値が示されています。この図面には、公共下水道処理場のところもプロットしております。その結果、水俣湾を含みます八代海南部、水色の部分ですが、3つの海域の中で一番厳しい環境基準となっているところでございます。

次に、全窒素、全リンの経年変化でございますが、3ページには全窒素、それから4ページには全りンのグラフを示しております。北部、中部には、各2地点、南部には3地点の平成11年度からの推移のグラフを添付しております。大規模な赤潮が発生しました平成12年度は、いずれの地点も濃度が上昇しております。

それではまず、3ページの全窒素のほうを ごらんください。

八代海北部の2地点、また、中部の2地点では、環境基準値を確実にクリアしておりますが、南部の3地点につきましては、平成13年度以降も基準値を前後しながら推移をし、その後、おおむね横ばいでクリアしておりますが、近年、少し上昇傾向が見られるところです。

次に、4ページの全リンのほうをごらんく ださい。

八代海北部の①の松合港地先では、平成17年度以降、毎年基準値をオーバーしております。中部では、平成16年度以降、上昇傾向が見られ、③の八代地先では、基準値をオーバーする年度が複数発生しております。南部で

は、3地点が同様な動きで基準値ぎりぎりで 推移しております。こうして八代海全体を見 ますと、おおむね横ばいの状況も見えます が、楽観視できる状況ではないというのがお わかりになると思います。

最初のページに戻っていただきたいと思います。

次に、2の八代海の水産資源回復と栄養塩の関係についてですが、前年度、この委員会で視察をしました兵庫県では、瀬戸内海の環境基準IIの海域、これは全窒素の基準値が0.3ミリグラム以下という海域でございますが、実際の濃度が0.14から0.18と非常に低い水準で推移している。そういうことから、0.2ミリグラムという下限基準を設定し、濃度が0.2ミリグラムを下回らないように、一部の下水処理場から下水処理水の窒素濃度を高める試行をやっております。

こうした事例を参考に、八代海において、 水産資源と栄養塩の関係について検討を行っ たところですが、現時点では不明な点が多 く、広く情報収集を行って、今後も検討を重 ねる必要があるという結論になったところで ございます。

一般的な食物連鎖は示されておるんですが、水産資源と栄養塩の関連性を明確にしました知見はないというのが現状でございます。また、栄養塩を人為的に供給することで赤潮発生を誘因するおそれというのも懸念されるところでございます。

2ページをお願いいたします。

一方、栄養塩を直接摂取しますノリ養殖の 海域では、冬場に不足する栄養塩を補給する ために、下水処理水中の栄養塩の濃度を上げ る季別運転というのが各地で行われておりま す。本県では、有明海において、地元漁協か らの要請に基づいて、熊本市や荒尾市で試行 されているということでございます。

最後に、3の今後の方向性でございます が、先ほど紹介しました瀬戸内海の取り組み につきましては、現在、国の中央環境審議会で議論されております。また、平成30年度から国の事業で調査研究が始まっておりまして、水産資源と栄養塩の関係が新たな課題として研究が始まったところでございます。

県としましては、引き続き、こうした取り 組みや調査研究等の情報を収集してまいりま す。

以上でございます。

○渕上陽一委員長 以上で執行部からの説明 が終わりましたが、質疑はありませんか。

〇山口裕委員 済みません。3ページの地図でちょっとお尋ねしたいんですが、有明海や他県の調査地点についてですけれども、八代海、何か少ないように感じるんですけれども、平成11年に設定されて、さまざまな課題、20年ぐらい経過しておりますけれども、この地点について、これまでのこの特別委員会での動きも見れば、もうちょっと情報を集める形で、もうちょっと地点をふやして精度を上げる必要があるんではないかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

今委員指摘の件についてですが、この調査 地点につきましては、環境審議会でお諮りし て基準点について設定しておりますので、委 員の御要望についても、次回、今年度の審議 会で、審議会長のほうにも、こういう議会か ら要望があっているということをちょっと伝 えまして、その点は、ちょっと検討はさせて いただきたいと思います。

〇山口裕委員 環境審議会では、広範な視点 からさまざまな必要な調査を申されると思う んですが、私は、単純に、この鹿児島県と八 代海の調査の状況と熊本県の状況では、すご く差があるんじゃないか、熊本県の地点の調査が少ないんじゃないかというふうにこの地図から思いますけれども、まあ、そういうことも参考にして精度を高めるようとか、その調査に基づいて次の行動に移せるような体制を整えていただきたいと要望します。

○渕上陽一委員長 要望ということで。 ほかにありませんか。

〇山本伸裕委員 栄養塩がふえれば赤潮が発生しやすくなるし、逆に少なくなれば魚の餌が減ってしまうということで、非常になかなか難しい問題だと思うんですけれども、やっぱりいろんな要素で考える上では、例えば温度であるとか、例えば潮流であるとか、そういったことなんかも、もしかしてやっぱり赤潮の発生なんかにも密接にかかわっているんではないかというふうにも思いますし、そういう点では、関係性ということだったら、栄養塩の濃度だけではなくて、やっぱり潮流であるとか温度であるとか、そういったところも調査すべきではないかと。

今、浅海化の問題も出てますから、そういう点では、土砂の堆積なんかも潮流の影響が大きい要素もあるんではないかと思いますし、そういった点も、ぜひ調査要素に加えていただいたほうがいいんではないかと思います。

○財津環境立県推進課長 今後の検討課題と させていただきます。

○渕上陽一委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 きょうは、いろんなこれまでの取り組み、また、成果等を説明いただいて高く評価をしているところでございます。 非常にありがたいと思います。

また、今後の方向性もしっかりと持ってい

ただいているので、しっかり取り組んでいただければというふうに思っております。

今、栄養塩についての説明があったんですが、赤潮の話も伺ったわけでございますが、 漁民の方から聞くと、最近のほうが赤潮発生率は高いんではないかという話も実際あるんですけれども、これまでのデータとしてどのような状況なのか、ちょっと、あれば教えていただきたいんですが。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます

赤潮の発生件数ですけれども、発生件数につきましては、一時期、どんと上がりましたけれども、下がってはいないという状況、発生の回数、件数ということではそう大きく減っている状況ではないというふうに……。

○山田水産局長 水産局、山田でございます。

赤潮の回数、平成元年から5年にかけて平均しますと、有明海のほうでは3.8回、それから、平成25年から29年が10.4回ということで、やはりちょっとふえていると。それから、八代海については、平成元年から5年までが、平均して年当たり5.4回、それから、平成24年から29年を平均しますと17回ほど出ているということで、やはり……。

○吉永和世委員 先ほどあった窒素、リンが ふえることによって赤潮が発生しやすくなる んだというような話もあったんですけれど も、それが一概に言えるわけじゃないという ことかなというふうにちょっと思えたのでお 聞きしたんですが、赤潮発生が何が原因なの かというのがまだ明確になっていない状況だ と思うので、一概に窒素、リンが問題だという言い方は、ちょっとだめかなというふうに 思いますので、そこら辺もしっかりと調査していかないと間違った方向に行ってしまうの

かなというふうに思いますので、そこは、しっかりと対応していただきたい。我々もしっかり勉強していきたいというふうに思いますので、そこら辺、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

○渕上陽一委員長 ほかにありませんか。 それでは、続きまして、付託調査事件の閉 会中の継続審査についてお諮りいたします。

調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨を、議会規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渕上陽一委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に移ります。

その他として何かありますか。

○山口裕委員 先ほど勉強、この有明海・八 代海の再生について再度勉強されるというこ とで委員長も御発言なされましたが、海域環 境の再生という観点で言えば、さまざまな論 者がいらっしゃるのも間違いないことであり ますけれども、これまで我々も特別委員会 で、我々の提言をもとにした県の取り組み や、そしてまた、国の評価委員会の知見に基 づいた動きで、この委員会の勉強も実はつく り上げてきたというのがあります。これをベ ースにしっかりしながら、まずは、勉強する のであれば、その考え方に近い、類推する方 を選任して、まずは、今までの取り組みを振 り返る観点から、そういう人材を登用してい ただきたいと思います。よろしくお願いしま す。

○渕上陽一委員長 ほかにありませんか。 以上で本日の議題は全て終了いたしました。 それでは、これをもちまして第3回有明 海・八代海再生特別委員会を閉会します。

なお、委員の皆様には事務連絡があります ので、しばらくお残りください。

執行部、記者の皆様、傍聴の皆様には、退 席をお願いいたします。

午前11時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

有明海·八代海再生特別委員会委員長